# 第15回「あび北フォーラム」議事録

## ~テーマ「個人情報保護法を学ぶ」~

**開催日:** 2023(令和5)年6月18日(日) 13時30分~16時

**開催場所:** 我孫子市北近隣センター(ホール) **参加者:** 自治会等: 20自治会等 26人

我孫子市役所市民協働推進課長他1人 計2人

地域会議事務局等11人 (計 39人)

#### 配布資料:

①オリエンテーション資料「第1回~前回までのフォーラム実施内容」

- ②講演資料「自治会・町内会活動における個人情報の取扱いの基本」
- ③個人情報保護に関する Q&A (事務局作成)

#### 1. 開会挨拶(要旨)

#### O事務局長

自治会のような少人数でも(平成29年5月30日以降)個人情報保護法の対象に含まれることになったが、個人情報保護法に基づく収集のやり方や収集した情報の更新・削除・保管方法などが面倒で大変そうとのことで、自治会名簿を配付しなくなった自治会があると耳にする。また市作成の「避難行動要支援者名簿」を受け取っている自治会が少ない。そこで、個人情報保護法についての勉強会を行うことにしました。

自治会活動を行う上で必要な名簿の作成や「避難行動要支援者名簿」(脚注:市作成や地域で独自に作成する名簿も含む)の整備・活用がより円滑に行われることを期待する。

#### 〇市民協働推進課長

地域会議で個人情報保護をテーマにとりあげるのは、北地区が初めて。

今回のフォーラムが「避難行動要支援者名簿」の活用拡大など地域コミュニケーション活性化に繋がるよう市民協働推進課も一緒に勉強したいと思います。

2. オリエンテーション・・(新自治会長各位へ:過去のフォーラム内容について簡単な説明) 事務局長より、今回のテーマを取り上げた経緯について、資料①で報告された。

## 3. 講演

JIPDEC 認定個人情報保護団体事務局長から資料②「自治会・町内会活動における個人情報の取扱いの基本」により講演が行われた。

#### 4. 質疑応答

講演後、質疑応答が行われた。質疑応答は以下。

(質問者の所属自治会と氏名は省略。 回答は講演者。)

Q 1: 自治会には過去のデータ (名簿等) が残っている。 削除してよいものかと迷っている

A1:古いからではなく、用途がなくなったら速やかに廃棄したほうが良い。

保管期間が法律で定められているもの以外は、自分たちで保管期間を定めて、その期

間が過ぎたら捨てる、そして年に1回位は保管状況を点検する運用で良いと思う。

Q2:自治会会員情報は自治会会員の期間中は保存されるものだが、会員の皆さんに対し、 年毎にこういった情報を今年も扱いますということを示していった方が良いのか、入 会時に取扱い方法を示す形とするのか、一般的にはどちらになるのか?

A2:一般的には入会時に示す形で良いと思う。

(事務局後記:個々人の了解は入会時に行うが、組織として適正維持するために自治会での個人情報の取扱いを規約として明文化して定期総会で示す方法も併せて行うのが望ましい)

Q3:会員が配付した名簿を紛失してしまった時の取り扱いは? 実際に連絡をもらっても困ってしまうなと思うことがある。 警察に届け出なければならないものなのか?

A3: 名簿に個人の信条、犯罪、健康診断の結果、偏見、差別の原因となるような要配慮個人情報が一つでも掲載されている場合は、個人情報保護委員会に届け出が必要です。個人情報保護委員会のサイトは定期的に訪れるようにした方が良い。このサイトは、漫画で法律を理解するもの、事例や参考になるもの、法律のガイドラインも出ているので確認することができる。また、漏洩や紛失が発生したときの報告の窓口もあり、オンラインで報告ができる。

Q4:自治会名簿に要配慮個人情報の掲載が無ければ、委員会への報告は不要ということで しょうか?

A4:はい、必要ないです。

①要配慮個人情報の漏洩・紛失、②それらへの不正アクセス、③脅迫などの攻撃を受けた時、④財産上の被害に繋がるようなこと(クレジット情報、口座番号等)

の4つについては報告してくださいということになっている。

あと、1000 件以上の個人情報が漏洩したら、例えメールアドレスだけであっても報告が必要になります。

4 つのことは社会に対する影響が大きいため省庁の方で管理したいということです。

4つの要件以外の名前、住所位の情報であれば報告は不要ですが、1000件以上の漏洩は報告しなければならないことも覚えておいていただきたい。

自治会も個人情報保護法の対象(団体)なので、4 つの要件と 1000 件以上に該当しなければ、管理について何にも対策をとらなくてもいいということではありません。 ルールを決めて運用していくこということが求められます。

Q5:「避難行動要支援者名簿」は「要配慮個人情報」に該当すると思うが、鍵のかかる キャビネットに保管しなければいかないのか、それとも、鍵のかかる自宅に保管で キャビネットに保管と同等と考えてよいか?

A5: 机の上に置きつばなしで、家族の方も出入りできる状況であれば、そういったリスク もあるので引き出しぐらいには入れておいた方が良い。

Q6:機微な情報を保管する目的として災害時がある。その時に金庫とか、特定の人が持っ

ている時に、その人がいないと利用できないということがあるのでは?

A6:管理者を決めておいた方が良いが、災害が起こった時にタイムリーに使えないのであれば本末転倒。その場合は責任者の方とそれ以外のところに保管しておく。きちんと キャビネットに入れておくことや施錠が必要。

責任者の方が不在の時も想定し分散保管も有効。

保管場所を皆が知っているけれども、いつでも誰もが見られる状態ではない管理であることが必要であり、どのように管理するかを自治会で決めておくと良いと思う。

Q7:会員の電話、メール、名前が20名ほどあったとする。

それを役員にパスワードつきでメールで展開している場合、例えば、役員が紙で出力して紛失してしまったことを会長に連絡があった場合は会長はどうすればよいのか? 会長の私は「気を付けてね」で終わらせて良いものなのか?

A7:何か起こった時に、それを(全会員に)報告したほうが安心していただけるのか、報告することで余計不安にさせてしまうのかによると思う。

できればお知らせした方が良いが、紛失してはいるが外には持ち出した記憶はないなどの場合もある。

全会員に報告するしないは紛失した状況を考慮してルールを定めておきたい。

ルールで全会員に紛失自体の報告は必要ないという場合でも、再発防止に努めるという注意喚起はした方が良い。

- Q 8: 例えば小学生位の子供が乗ってはいけない場所で自転車に乗っていることを注意した。 素直ではない子供もおり、 悪態をつかれた場合、 何号室だ! と聞くと個人情報だから教えられないと言われた。
- A8:漏洩されたという苦情と教えてしまったけどこれは漏洩にあたるか? の両方の相談を 受ける。特定してその後どうするかのルールを決めておく必要がある。

質問のケースは、個人情報云々ではなく、禁止されていることをしているので、それに対し注意を促すためにお尋ねすることがあるということを決めておくことが良い。 その取り決めが無くて聞いてしまった場合は、どこにも決められていないので提供する義務は無い、と言われてしまうこともあると思う。

マンションの場合、マンションで決められている注意事項(共有スペースでは煙草を吸わない等のルール)が守られない場合は(個人情報を)尋ねることがあるということをルールに含めることでよいと思います。

- Q9: ゴミ出しやたばこについてのルールはあるが、 先の質問のような危ないことをして 子供を親御さんから注意してもらう必要があるような場合でも、ルールがないと個人 情報を聞くことはできないのでしょうか。
- A9:今のマンションの管理について、様々な事業分野のシチュエーションに応じてこうした方が良いのではないかというのは、マンションの管理の専門家ではないので回答は難しいですが、色々な方がいるマンションの管理組合で個人情報の取扱いという視点から報告されている事例を参考に回答させていただいた。

危ないことをしている子供の個人情報を聞いて親御さんから注意をして欲しいという 対応をしたいことはその通りですが、親御さんに注意してもらうことを目的に、どこ のどの人なんだということを聞く場合、そのことがマンションのルールに含まれていない(情報収集の目的に含まれていない)場合は、自分の子が注意されたことに対するクレームとして、(個人情報保護とは直接関係のないことでも)個人情報を聞くこと自体を個人情報の取扱いの視点から問題だと言ってくる親御さんもいるようです。それは色々な方がいる様々な思惑の中でどうしていくのかということを決めてやっていくしかないのではないかと考えます。

このような事例がある都度、再発防止を目的に、必要に応じてマンション内の注意事項に盛りこんでいく対策が必要になるかと思います。

#### 5. 連絡事項

・事務局より、次回(第16回)は、10月頃を予定しているとのアナウンスがあった。

## 6. 閉会宣言

以上